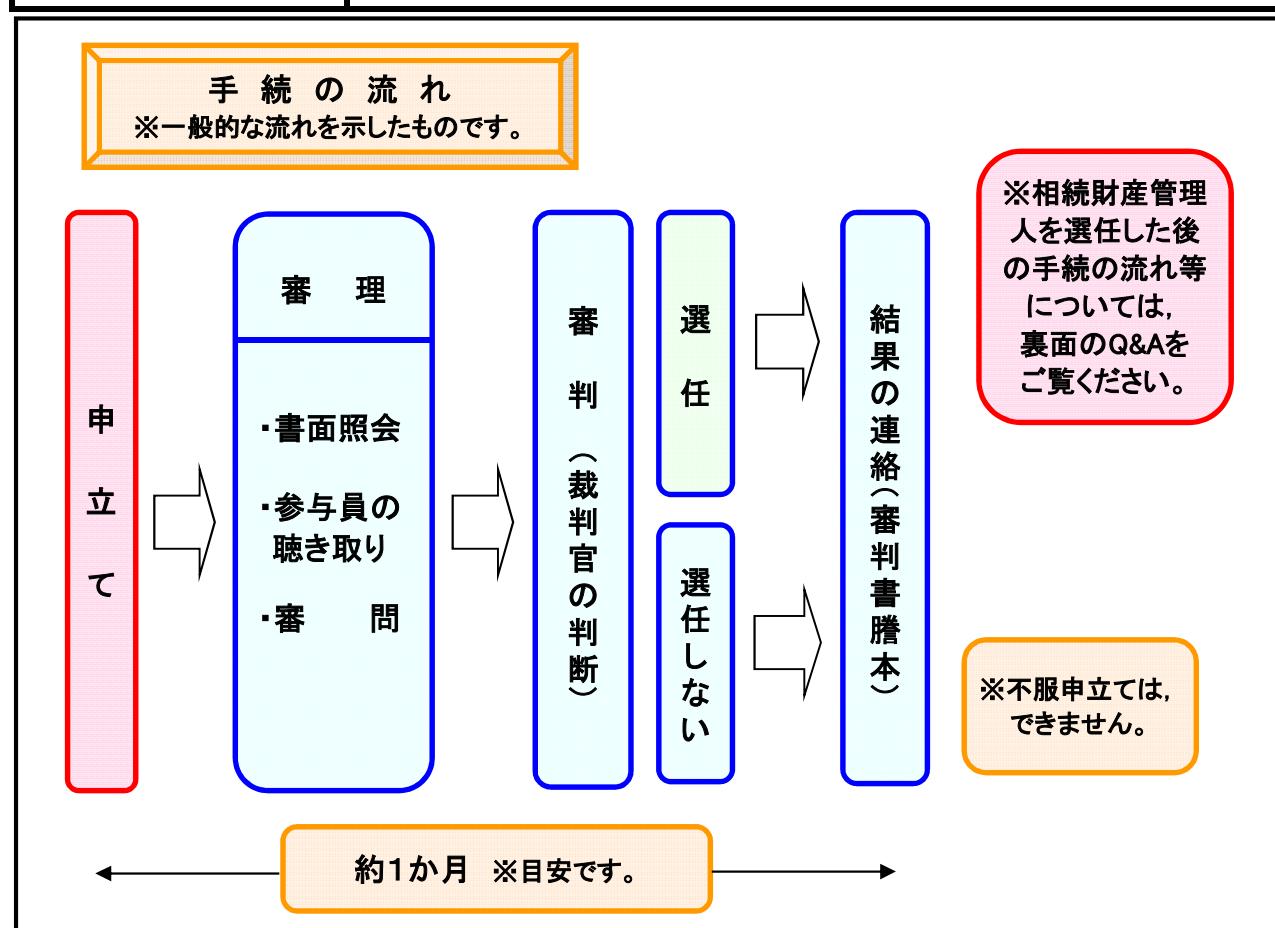


「相続財産管理人選任」の手続とは…

相続人が全くいない場合や相続人全員が相続放棄した場合に、相続財産を管理するために、財産管理人を選ぶ手続です(民法952条)。相続人が行方不明であったり生死不明であるだけでは、この手続の対象にはなりません。相続財産管理人は、被相続人(亡くなった人)の債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどして清算を行い、清算後残った財産を国庫に帰属させることになります。

この手続を行いたいときは、以下の書類等を用意し、裁判所に提出してください。

申立てをする人	利害関係がある人、検察官
申立てをする裁判所	被相続人(亡くなった人)の最後の住所地の家庭裁判所
申立てに必要な費用	<input type="checkbox"/> 被相続人1人につき 収入印紙 800円分 <input type="checkbox"/> 連絡用の郵便切手 870円分 【82円10枚、10円5枚】 ※審理中に官報公告料3,775円を納めてもらうことになります。 ※そのほかに財産管理人報酬相当額の納付をお願いすることもあります。
申立てに必要な書類	<input type="checkbox"/> 申立書 1通 <input type="checkbox"/> 別紙「相続財産管理人選任の申立てに必要な書類」のとおり



よくあるご質問

Q1 財産管理人に選任されるために、何か資格は必要なのでしょうか？

資格は必要ありませんが、被相続人との関係や利害関係の有無などを考慮して、相続財産を管理するのに最も適任と認められる人を選ぶため、弁護士、司法書士等の専門家が選ばれることが多いようです。

Q2 財産管理人が選任された後の手續は、どのようにになりますか？

一般的な手續の流れは次のとおりです。途中で相続財産が無くなった場合はそこで手續は終了します。

- ① 家庭裁判所は、相続財産管理人選任の審判をしたら「相続財産管理人が選任されたことを知らせるための公告」をします。
- ② ①の公告から2か月が経過してから、財産管理人は「相続財産の債権者・受遺者を確認するための公告」をします。
- ③ ②の公告から2か月が経過してから、家庭裁判所は、財産管理人の申立てにより、「相続人を捜すため、6か月以上先に満了期間を決めた公告」をします。期間満了までに相続人が現れなければ、相続人がいないことが確定します。
- ④ ③の公告の期間満了後、3か月以内に「特別縁故者に対する相続財産分与」の申立てがされることがあります。
- ⑤ 随時、財産管理人は、家庭裁判所に「権限外行為許可」の申立てをして、許可を得た上で、被相続人の不動産や株を売却し、金銭に換えることもできます。
- ⑥ 財産管理人は、法律にしたがって債権者や受遺者への支払をしたり、「特別縁故者に対する財産分与」の審判にしたがって特別縁故者に財産を分与するための手續等をします。
- ⑦ ⑥の支払等をして、相続財産が残った場合は、相続財産を国に引き継いで手續が終了します。

Q3 「被相続人と特別の縁故があった人」に対して、相続財産が分与されることがあると聞いたのですが、どのような手續が必要になるのですか？

「特別縁故者に対する相続財産分与」という手續が必要になります。申立てができる期間は、④のとおり、③の公告の期間満了後、3か月以内と決められていますので、官報を確認したり、相続財産管理人等に問い合わせてください。

なお、分与をするかどうかや分与する額は、裁判官が、特別縁故者が被相続人と長い間同居していたり、療養看護に努めていたなどの事情を考慮して判断します。

Q4 財産管理人の報酬は、どのように支払われるのですか？

相続財産から支払われますが、相続財産が少なくて報酬が支払えないと見込まれるときは、申立人から報酬の相当額をあらかじめ家庭裁判所に納めもらい、それを財産管理人の報酬にすることがあります。また、財産管理人の報酬は、自由に支払を受けることはできません。家庭裁判所に「報酬付与」の審判の申立てをして、認められた場合に、認められた金額を受け取ることになります。

名古屋家庭裁判所(本庁)に申立てをする場合の申立書等の提出(送付)先
〒460-0001

名古屋市中区三の丸一丁目7番1号 名古屋家庭裁判所 家事受付センター
(TEL 052-223-2830)